

訴 状

2020年12月17日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 谷 次 郎

弁 護 士 櫻 井 聡

〒●●●●-●●●●●

大阪府●●市●●●町●●-●

原 告 松 田 幹 雄

原告訴訟代理人 別紙代理人目録記載の通り

〒530-0005

大阪市北区中之島1丁目3番20号

被 告 大 阪 市

処分庁兼代表者 大 阪 市 教 育 委 員 会

処分庁兼代表者代表者教育長 山 本 晋 次

懲戒処分取消請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告の処分庁大阪市教育局が原告に対し、2015年5月13日付で行った懲戒戒告処分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 本件訴訟の概要

1 懲戒処分

被告の処分庁大阪市教育局（以下、単に被告という）は、2015年5月13日原告が「平成27年3月12日に行われた大阪市立●●中学校卒業証書授与式における国歌斉唱時において、上司である校長から受けた再三にわたる職務命令、及び大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例第4条に反し、起立により斉唱しなかった。」ことを理由として、「地方公務員法第32条が規定する法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に違反するとともに、本市職員としての職の信用を著しく傷つけ、学校教育に寄せる生徒・保護者及び市民の信頼を大きく裏切るものであることから、地方公務員法第33条が規定する信用失墜行為の禁止に違反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると言わざるを得ない。

よって、地方公務員法第29条第1項各号に該当する」として、懲戒処分として戒告した（甲1の1、甲1の2）。

2 処分取消請求

原告は、上記卒業式において国歌の起立斉唱を規定した大阪市条例並びにそれ

に基づく校長の職務命令は原告の思想良心の自由を侵害し憲法違反であること、被告は、教職員に対し、生徒に対する教育活動の現場である卒業式において国歌の起立斉唱を命じておきながら、被教育者たる生徒に対し、国歌のもっている意義や歴史について教育を行わず、ただ、命令に従って起立斉唱する式典に機械的にはめ込んでいく教育方針をとっているが、これはいわば「調教教育」ともいえるべき人権をないがしろにした教育であり、子どもの権利条約及び教育基本法に違反する教育方針であることから起立斉唱を拒否した。そして原告は、違憲違法な職務命令に従う義務はなく、本件処分は当然に取り消されるべきことを訴えている。

第2 当事者

1 被告大阪市は、関西地方の政治、経済、文化に中心的役割を果たしている普通地方公共団体であり、政令指定都市である。被告は、教育関係全般を司る機関として大阪市教育委員会を設置している。

同委員会は教職員の任命権を有し、本件処分に関する処分庁である。

2 原告は、1980年4月に被告に任用され、教員として大阪市立●●●●●学校に赴任した。以後の赴任先はいずれも大阪市立中学校であり、1984年4月から●●●●中学校、1994年4月から●●中学校、2004年4月から●●中学校、2014年4月から●●中学校で、同校赴任中の2015年3月卒業式不起立により本件戒告処分を受け、2016年4月からは●●中学校に再任用され今日に至る。

第3 事実経過

1 原告の教員としての基本的考え方及びスタンス

(1) 原告は、教育活動の実践の中から、様々な境遇や厳しい環境の中にある生徒達に対し、どういう立場でどういうメッセージを送るべきかを常に考えてきたが、教員の職務として10段階の相対評価などをせざるをえない中でも、一人一人の生徒が社会の真実に目を開き、自分自身の価値観を確立し、誇りを持ち自分の願いを実現するための手段としての知識・学力を手にしていく過程に助力できる教員でありたいと願ってきた。

また、自分自身の行動原理としては、同和教育や人権教育の実践の中から、自分が被差別者の立場に立つと、差別を「常識」とする社会からは攻撃を受けるため、それを避けようとするとも自分も差別する側に回ってしまうという「差別を温床する構造」があることに気づき、「自分の保身のために、他の誰かに犠牲を強いることはしない」ということを行動原理にしてきた。

(2) 具体的実践例としては、2015年3月の卒業生には「卒業の歌」を作詞しメッセージとともに渡している。歌は学校生活の思い出を語り、同窓会には自分の価値観を確立して胸張って会えるようにしようという気持ちを込めたものである。

教育実践の中では、●●中学校時代で、野宿者問題学習を行い、生徒一人一人にとって本当に大事にすべき価値に目が開けるようにとの目標をもって実践し、また、福島原発事故についての事実を伝え、真実を見る目を育てたいと原発事故後の原発・放射線教育を行った。

2 国旗・国歌に対し原告が各校で取り組んだ活動

(1) 1980年～1994年3月(●●●●●学校、●●●●●中学校)両校ともに、卒業式・入学式には式場に「日の丸」があったが、「君が代」は斉唱ではなく演奏の形であった。卒業式の内容・あり方は各学校で決めることができた。

(2) 1989年昭和天皇死去後の「大喪の礼」学校休校と弔意押し付け
当時異様な雰囲気社会を覆った。学校休日と弔意の強要に対して、それ

を拒否して自主登校する生徒・保護者がいた。それを受け止められる教員で
ありたい、弔意を強要する側に回りたくないと思い、この時、「日の丸・君
が代」強制に従うことは、「ともに生きよう」という私の人間としてのこと
ばを奪うものだと改めて自覚した。これからは、「君が代」演奏時に立たな
いと決めた。以下は、そのとき作った歌である。

今度は立たない

今度は立たない もう流されない

まっすぐ見つめれば 明らかなこと

人としてのことば 奪う「日の丸」「君が代」

頭を垂れて 譲るもんか

ともに生きようと 呼びかけることば

- (3) 1994年●●中学校転勤後も、同中学校では「日の丸」「君が代」の強
制はなかったが、1989年学習指導要領改訂により、「入学式や卒業式な
どにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱す
るよう指導するものとする」との規定が入り、圧力は強まる傾向にあった。
- (4) 1996年3月の卒業式に向けて、管理職と職員の意見の対立があり、「日
の丸」掲揚に反対する職員の側からの質問書に対し、管理職側は「①学習指
導要領は法的に合理的基準である。②『日の丸』は国旗として定着しており、
国民の信託に応える意味でも、開かれた学校をめざし、21世紀に生きる子
どもを育てるという意味でも国旗掲揚は必要である。③国旗掲揚は本校の卒
業式と相いれないものではない。」と述べ、これに対し職員側は「①侵略戦
争に加担した反省から始まった戦後教育において、文部省が決めた学習指導
要領に書かれてあるから必ずやれと内容抜きに主張することは認められず、
何事もそれが必要であり、教育的に意味があると内容的に了解された上で実
施されるべき。②今問題となっているのは『日の丸』を国旗と認める人が多
いかどうかではなく、式に『日の丸』を掲げることであり、教職員や保護者、

生徒の中に多くの反対意見があっても、式に『日の丸』を掲げるべきだという声は決して多いとは思わない。③『日の丸』掲揚が本校の卒業式と相いれないものではないとの指摘は『わざわざ掲げなくてもよい』ことにもつながるもので、教職員の合意に基づいて運営されてきた●●中学校のいい伝統こそ大切にすべき。」と述べ、職員会議での採決も2度行い、いずれも校長案は否決され、校長は日の丸の壇上掲揚を断念し、校門と体育館入口への掲揚とした。

(5) 1999年国旗国歌法制定後の圧力の強化と対応

ア 1999年8月国旗国歌法制定後、9月17日付で文部省初等中等教育局長名の「学校における国旗及び国歌に関する指導について(通知)」が出された。内容は、「昭和20年8月15日以前に生じた出来事に対する認識と評価につきましては、歴史認識や歴史観の問題として考えるべきものであり、日の丸や君が代はこれと区別して考えていくべきものであると考えております」として、「君が代」の戦前戦中の扱われ方を児童・生徒の目にふれさせないようにふたをした上で、国旗国歌法制定過程で明らかにした日本国憲法下における「君が代」の政府解釈を示し、学習指導要領の規定を示して、「卒業式、入学式という場におきまして国旗を前にしきちつとした態度でそれを斉唱する…これら総体といたしまして国旗・国歌に対する正しい理解と態度を育てていく、こういうことを小中高等学校の段階を通じて指導を行う仕組みになっているということでございます」と児童・生徒に対する指導目標を確認し、その指導における教職員の責務を示したものであった。通知中の「国旗・国歌の指導に係る教職員の職務と内心の自由との関係について」の項では、「学校において、校長の判断で学習指導要領に基づき式典を厳粛に実施するとともに、児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を指導する一環として児童生徒にみずから範を示すことによる教育上の効果を期待して、

教員に対しても国旗に敬意を払い国歌を斉唱するよう命ずることは、学校という機関や教員の職務の特性にかんがみれば、社会通念上合理的な範囲内のものと考えられます。」「教員は、関係の法令や上司の職務上の命令に従いまして教育指導を行わなければならないものでございまして、各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準といたしまして、校長が教育課程を編成し、これに基づいて教員は国旗・国歌に関する指導を含め教育指導を実施するという職務上の責務を負うものでございます。」とされていた。

イ 原告は、これらの動きから、この通達の指示通りに生徒を「指導」しようと思えば、従わない生徒には、いじめて影響力をそぐ対応しかできないのではないかと、しかし、それは絶対にできないと考え、それを表現した寸劇「『指導』っていじめ？」を作った。自分に突きつけられる理不尽を生徒に転嫁するような理不尽・過ちを自分が犯さないためにはどうしなければならないか、それは、「日の丸」「君が代」についてどう考え、どんな態度をとるかは生徒自身が決めること、教員の役割は、考える基礎になる事実をきちんと伝えることだと整理し、その立場を譲らないことだと考えた。

ウ 2000年3月卒業式について、校長は、1月中は「今のところ昨年通り（「日の丸」校門と体育館入口、「君が代」なし）と言っていたが、「君が代」のメロディーを流すと言い出し、理由は指導主事来校等の「厳しい指導」を口にした。しかし、「日の丸・君が代」強制に反対する保護者からの申し入れなどにどうこたえるかなどを入れて話し合った結果、在校生入場前、保護者が数名の段階でテープデッキで「君が代」を流した形で終わった。

エ 2002年3月卒業式では、さらに事態は進行し、在校生入場段階でテープで「君が代」を流すと校長は言明し、保護者や卒業生で卒業式に

「出たくない」「聞きたくない」という抗議があるにもかかわらず実行した。抗議した卒業生や不参加の卒業生には式終了後校長室で卒業証書を渡す形となった。

オ 2003年卒業式は、上記のような形での強行がなされるため、原告らは、「日の丸」「君が代」について各クラスでの学習のため資料作成を行い、2月には各学年・クラスで実践した。

(6) 2004年4月●●中学校に転勤後、同校では「日の丸」は壇上正面にはりつけられてあり、「君が代」も国歌として位置づけられてなされていた。原告は、「日の丸」「君が代」について説明することを要求し、一定の説明がなされるようになった。

(7) 2012年3月国旗国歌条例下の卒業式と不起立者への教育委員会の対応
2011年4月の大阪府議会選挙・大阪市議会選挙で、橋下徹府知事（当時）率いる大阪維新の会が、大阪府議会では単独過半数、大阪市議会でも第一党となった。そして、6月には、大阪府議会で、「日の丸」を府施設に常時掲揚し、教職員に「君が代」起立・斉唱を義務づける国旗国歌条例（甲2）を制定。引き続いて、「同一職務命令違反3回で免職」などを盛り込んだ教育基本条例、職員基本条例を府議会、大阪市議会に上程して、11月に府知事、大阪市長のダブル選挙を実施。大阪府知事には松井氏が就任し、橋下氏は大阪市長に転身した。2012年2月末には大阪市でも国旗国歌条例（甲3）が制定され、2012年3月卒業式は、橋下市長の下、不起立は許されないという異様な圧力の中で行われた。原告は、3年生所属で、「君が代」斉唱時は、舞台の幕の裏にいる卒業証書を演壇に届ける係だった。いわゆる「配慮」としての係だった。その日3月13日の大阪市内の中学校卒業式で2人の教員が不起立だったことが明らかになると、翌日には大阪市教委はマスコミに学校名を公表。校長は、当該教員に「ルールを守るべき教員がルールを破って申し訳ない」と謝れと迫り、一人には卒業生やその保護者を集め

て謝らせることまでやったとのこと。それを聞いて、原告は、「これは人格破壊。橋下市長とその指示を受けた教育委員会のしわざにちがいない。許せない。これからは『配慮』に甘んじるわけにはいかない。」と強く思った。以降の卒・入学式では、原告は不起立だったが、管理職は「知らない」ということで、教育委員会には報告はあがっていなかった。

3 原告の国旗・国歌に関する教育活動

- (1) 学校における入学式、卒業式は、学習指導要領上も特別教育活動と位置づけられており、重要な教育活動の現場である。学習指導要領には「入学式や卒業式などにおいては、その意義をふまえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定されている。
- (2) したがって、事前に生徒に対して、「掲揚する国旗」「斉唱する国歌」について、その意義、歴史的経過、国際的位置づけ等について教育することが当然に求められる。しかるに、被告の通達等においてもこれら当然のことを無視する形で「しっかり歌う」ことのみを強要しており、原告が「調教教育」と批判するように、教育の本質にもとるものである。
- (3) このような現状の中で、原告は、少しでもこの調教教育の弊害から生徒達を守り、かつ、生徒達が有している意見表明の権利や必要な情報を求める権利（子どもの権利条約）を少しでも充足させるため、前述のように、●●中学校在任中に、生徒達の中に「日の丸」「君が代」に強い抵抗感をもって斉唱できない生徒が将来発生する場合を慮って、「寸劇～「日の丸・君が代」強制化の下でー「指導」っていじめ？」を作成した。この寸劇は、そのような生徒達が孤立しないために作成され、かつ、起立斉唱する側の生徒達が、起立斉唱しない生徒達に対してどのような態度をとるべきかを教えるものである。また、全校一斉学習として、「日の丸の歴史」、「君が代の歴史」などを解説し、それをもって、必要最小限の国旗・国歌に関する教育を行った。●●中学校に転勤した後は、「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌につ

いて」を作成し、校長などと議論して同様の学習の機会を用意しようと考えていた。資料そのものは使われなかったが、前述のように「日の丸」「君が代」について一定の説明がなされるようになった

4 本件不起立に至る事実経過

(1) 原告は2014年4月●●中学校へ転勤し、3年生の担任となった。卒業が近づいた2015年2月2日、学校長に対して、「君が代」についての生徒達への説明責任を果たすべきと進言し、「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について」（甲4）を生徒達に伝えるべき内容の例として渡した。

(2) 2月5日、校長から、「君が代」起立・斉唱を要請するとの趣旨で呼ばれ、「混乱しないようにやりたいので協力してほしい」と要請された。原告は、「不起立そのものが混乱ではない。『君が代』についていろんな思いを持つ人が参加し、祝える式であるべき。」「自分の職務を全うし、不起立を理由に処分されたら、教育破壊の国旗国歌条例の処分行政を憲法違反として異議申し立てをしたい」との気持ちを話した。

この時に、2月2日に校長に渡した生徒説明用の前記資料（甲4）が大阪市教委に届いていることを確認し、その資料を生徒配布してもいいかどうか、市教委の見解を聞いてほしいと校長に要請した。

(3) 2月10日、原告は校長に資料配布の件について市教委の回答を聞きに行った。校長によると、市教委については、●●中学校の教育課程上の問題と答えたとの事であったので、原告はこの資料を活用して生徒への説明を実施すべきと要望した。

(4) 2月16日原告は、2月17日の職員会議に向けて校長への質問書を提出した（甲5）。2015年1月23日には大阪市教育委員会より教育長通知が発出されており、同通知の内容は以下のとおりである（甲6）。

卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱について、学習指導要領と大阪市国旗国歌条例に基づいて実施すべきものとした上で、①「君が代」がどんな歌

であるのか、それをどう伝えるのかについての「指導」内容を全く示さないまま、「しっかり国歌斉唱できるよう指導する」責任を学校に押しつけ、②「君が代」起立斉唱を、率先垂範行為としての教職員の教育活動と位置づけ、③学校長に対して、「君が代」起立斉唱職務命令を教員に発することを求めたものであった。

これに対して、原告は、2月17日の職員会議での回答を求めて3点の質問事項を記載した質問書を提出した。質問の要点は①教育長通知は「しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」とあるが、どう指導するのか内容を教えていただきたい。②生徒たちは「君が代」がどんな意味の歌で、なぜ、卒業式に位置づけられているのかということについて説明を受ける権利があるが、その説明はいつどんな場で、どんな内容で行うのか、前記「資料」（甲4）の配布も含めて見解を伺う。③この通知は、大阪市条例とあいまって、教職員に起立・斉唱と大きな声で歌う指導を強制するものであるが、教職員に考えることをやめることを求める通知であり、子どもたちにも考えることをやめ、言われたとおりにすることを求める教育を推奨している。これは教育の本質的営みを壊すことになると思うが、見解をお伺いしたい。

(5) 2月17日職員会議の最後に原告は上記質問書を読み上げて質問したが、校長は「場を改めて回答する」と答えた。

次日2月18日職員朝礼の場で、「卒業式・入学式の国歌斉唱時に教職員が起立・斉唱すること」との職務命令を教職員全てに口頭で発した。

その後、原告の質問に回答するとして、「前提部分に調教教育とのことばもあり同意できないので、項目ごとの質問には答えず、全般的に思っていることを伝える」と述べ、「生徒の学習内容については学習指導要領にも位置付けられており、●●中学校の教育課程の問題として、教育課程検討委員会で検討し、具体的にしていきたい」と述べた。

(6) 2月23日、原告は前記質問に校長が答えていないので、以下の再質問を

求めた（甲7）。調教教育について、学校長は調教教育ではないと説明する責任があるのに、原告の立場を問題にして答えないことは承服できないこと、大阪市教委が指導内容を示しているかどうかについては答えられるはずであるが答えてもらわなければ困ること、などを述べたが、結局校長は卒業式が終わるまで何も答えなかった。

- (7) 3月5日、前記2月18日の校長の回答の中で述べられた教育課程検討委員会が開催された。メンバーは、管理職（教頭）、教務主任、学年主任3人、教科主任9人（兼任有）で、原告はオブザーバーで参加した。管理職側では提案はなく、原告から、前記資料（甲4）と他の資料も配布して、生徒はほとんど国歌の歌詞の意味を知らないので、その説明を受けることは当然であることを話した。論議し教育課程検討委員会の立場として「事実を伝える」「具体化は、3年生の学年で」ということになり、資料の点については前記資料（甲4）の最後の部分、憲法や子どもの権利条約に触れた部分についてはクレームがつくかも知れない不安を表明する意見があったため、資料配布することを優先して、その部分を削除して「一人ひとりが考えを深めよう」という呼びかけだけに修正することにした。その上で、3月10日の練習時に学年主任（社会科教員）から「君が代」の歌詞の意味と扱いの変遷を含めて国歌斉唱について話をしたうえで各クラスにかえって配布することとなった。3月10日の始業前に校長に一部修正した資料（甲8）を渡して、学年方針を報告し了解を得た。そして、当日予定通り終了した。

ところが、後日2015年6月3日に開示された校長事故報告書において、上記修正に関して「会議場で松田Tの資料は①内容が偏っているので、そのままの形では採用しないこと…」と書かれていて、明らかに間違っているため、原告から校長に訂正を申し入れ、校長は「内容がそぐわないので…」に訂正した。ただ、この事実で、校長は前記修正部分について「偏っている」と判断していることが判明した。

(8) 3月10日、校長は原告に対して個人宛職務命令を文書で発令した(甲9)。

3月11日卒業式前の打ち合わせで校長より全職員に「混乱のない卒業式をお願いします」「万が一混乱のある事態があったときはマスコミ対応などは管理職に一元でお願いします」と伝えた。

(9) 3月12日卒業式当日、原告は職員席の2列目、左から2番目の席で、教頭の後ろの席であった。司会の「起立、一同礼」は起立し、「国歌斉唱」の時は着席し「君が代」斉唱はせず、そのあとの校歌は起立して歌った。その後卒業証書授与時の担任クラス生徒の呼名をした。卒業式は変わったことは何も無く無事終了し、その後の学級での卒業証書手渡し、最後の学級活動もいい雰囲気で行われた。少なくともこの式の当日中に保護者・生徒からこの件での問い合わせ、抗議があった事実は存在しない。

(10) その後本件処分に至る大阪市教育委員会の手続きが進められた。

3月16日午後1時13分から2時34分まで、生涯学習部会議室において、市教委側は、奥野主任指導主事、中野下係長、田岡係長、原田氏、学校側は山本校長と原告が出席し、本件不起立事案にかかる事情聴取がなされた。

4月17日、教職員分限懲戒部会が大阪市教育委員会事務局会議室において、小山委員、植村委員、松本委員及び事務局から忍服務・監察担当課長、田岡係長が出席して、原告の懲戒処分の要否及び料亭の妥当性の議題についてなされ、同議題の検討を行ったとあるが、議事録は存在せず、同会議の成立、議事の内容は不明である。

5月12日教育委員会会議が開かれ、原告の不起立について地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告とする旨の決定がなされた。なお、原告は処分に先立って上申書を提出しているが、それについては、原案提案者の井上教務部長が「上申書には当該教諭の主張が記載されているが、処分に当たり斟酌する内容は含まれていない」と説明して提案している。

(11) 5月13日本件処分がなされた。

(12) 原告は、大阪市人事委員会に対して2015年7月10日付で本件処分に対して審査請求を行ったが、大阪市人事委員会は、2020年6月22日付で本件処分を承認する採決を行い、原告代理人は、同月29日に裁決書の交付を受けた(甲10)。

第4 本件処分の違法性

1 本件処分理由

(1) 本件処分理由は以下の通りである(甲1の2)。

あなたは、平成27年3月12日に行われた大阪市立●●中学校卒業証書授与式における国歌斉唱時において、上司である校長から受けた再三にわたる職務命令、及び大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例第4条に反し、起立により斉唱しなかった。

あなたの行為は、地方公務員法第32条が規定する法令及び上司の職務上の命令に従う義務に違反するとともに、本市職員としての職の信用を著しく傷つけ、学校教育に寄せる生徒・保護者及び市民の信頼を大きく裏切るものであることから、地方公務員法33条が規定する信用失墜行為の禁止に違反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると言わざるを得ない。

よって、地方公務員法第29条第1項各号に該当するので、本処分を行う。

(2) 本件で、原告が2015年3月12日に行われた大阪市立●●中学校の卒業証書授与式における国歌斉唱時において、起立により斉唱しなかったことは事実である。

前記のように、本件の処分理由は以下の2点とされている。

- ①法令及び上司の職務上の命令に従う義務に違反(地公法32条)
- ②信用失墜行為(地公法33条)

よって、本件では、上記処分理由にもとづく処分が処分庁の裁量権の範囲をこえ、又はその濫用があるといえるかが問題となる。

2 本件職務命令が国民主権原理に反すること

(1) 主権者が国民であること

戦争前の大日本帝国憲法では、天皇を国の主権者とし（同第1条）、国民を「日本臣民」（同第18条等）と位置づけていた。

しかし、戦後の日本国憲法では、主権者を天皇から国民に変更し、憲法前文及び憲法第1条において国民主権であることを明確に宣言しつつ、国民主権原理を「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」として、憲法改正によっても国民主権は変更できない人類普遍の原理であるとした。

(2) 「君が代」の歌詞の意味

戦争前、天皇を主権者とした大日本帝国憲法の下で、「君が代」が日本の国歌とされ、天皇制を讃える内容の歌詞であった。

日本は、侵略戦争の反省から、憲法前文及び憲法第1条において国民主権を明確に宣言したものの、「君が代」の題名及び歌詞は、以前と同様に、天皇の治世ないし国が末永く繁栄することを祝うという意味のままであり、戦前となんら変更がない。

(3) 本件職務命令は国民主権原理に反する

ア 教職員である原告に君が代の起立斉唱を命じていること

原告に出された本件職務命令は、教職員に対して「君が代」の起立斉唱を命じるものである。

しかし、上記のとおり、「君が代」は、天皇の治世ないし国が末永く繁栄することを祝う歌であることから、公立学校の儀式で「君が代」を起立斉唱させることは、天皇主権を礼賛させることと同様である。

公立学校の儀式で公務員である教職員に対して、天皇主権を礼賛させ

ることは、日本国憲法が基本原理として定める国民主権原理に反する行為をさせるものであり、公務員の憲法尊重擁護義務（憲法第99条）と矛盾するものである。

したがって、「君が代」を起立斉唱させることは、憲法の基本原理である国民主権原理を否定するものであり、許されない。

イ 児童生徒に対する国民主権原理に反した教育を行うことになること

本件職務命令は、大阪市教育長による卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱についての通知をもとに行われている。

大阪市教育長通知によれば、「卒業式及び入学式においてはピアノ伴奏または吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるように指導する」とされており、儀式に出席している児童・生徒に対しても「君が代」の起立斉唱が求められている。

主権者である児童・生徒に対して、天皇主権を礼賛する「君が代」の起立斉唱をさせるように指導することは、彼らに対して日本は「天皇の国・治世」であると教育することにほかならない。これは国民主権原理に反する教育であり、憲法に反した指導教育を行うことになり、許されない。

（4）結論

以上のとおり、本件職務命令は、天皇の主権を礼賛させようとするもので、憲法の国民主権原理に反する行為を強制するものであることから、違憲無効である。

3 思想良心の自由侵害

（1）原告の思想良心の自由の侵害

本件職務命令は、原告に対して卒・入学式の国歌斉唱に際して起立・斉唱を命ずるものである。しかし、これらの職務命令は、原告の思想良心の自由を侵害するものであり、憲法19条に違反し違憲違法である。

憲法19条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と規定する。そして、ここでいう「思想及び良心」とは、世界観、人生観、主義、主張など個人の人格的な内面的精神作用を広く含むものである。

原告は、自身の主義、主張に基づき、「君が代」の起立斉唱について、それを一律に強制することについて否定的に評価する思想を持っており、卒・入学式における国歌斉唱に際して起立斉唱することは、その思想からみて到底肯定できるものではない。

本件職務命令は、そのような思想信条をもつ原告に対し、職務命令を以て卒・入学式の「国歌斉唱」に際して起立斉唱を命ずるものであり、原告の思想に真っ向から反する行動を命じるものであるから、原告の思想及び良心の自由を侵害するものである。

(2) 児童生徒の思想良心の自由の侵害

生徒の中にはすでに「君が代」起立斉唱について不起立を行うという思想を有する者もいることが当然に予想される。

しかし、市教委は、戦前日本の国家主義、全体主義に利用されてきた「君が代」の歴史的役割を児童生徒に十分に教えないまま、本件職務命令によって、児童生徒に対して、卒・入学式において「君が代」の起立斉唱するよう教職員に指導させている。

卒業式という節目となる式典においての出来事が生徒としても生涯にわたり記憶として残りうるものであること、成長過程にあつて判断能力が未熟な児童・生徒の眼前で、生徒の模範となる教職員に対して、「君が代」起立斉唱行為を強制することによって、生徒にとってみれば、生涯にわたり「君が代」を国歌として盲目的に敬愛すべきという思想の刷り込みがなされているといえる。

子どもにとって指導的地位のある教職員に対し「君が代」起立斉唱を強制することは、「君が代」起立斉唱行為が大阪市国旗国歌条例規定の目的に沿う

ものであるという「一方的な観念」を、子どもに植え付けている。

すなわち、市教委は「君が代」について、国歌であること以外何も教えず、その歴史と現実を生徒の目から隠して、誰もが国旗に向かって直立不動で「君が代」を歌う場面を演出することで、「国家は崇高なものであり、従うべきもの」との認識を刷り込む調教教育を行っているのである。

したがって、教職員に対して「君が代」起立斉唱を強制する本件職務命令は、生徒の思想良心の自由を侵害し、憲法19条に反する。

(3) 原告が児童生徒の権利を主張することができること

上記(2)のとおり、本件職務命令及び指導は生徒の思想良心の自由を侵害するものである。

原則として、事件・争訟の当事者は、自己の利益に関する権利主張のみ行うことができる。

しかし、事件・争訟の結果につき「利害関係を有する」場合、第三者の権利であっても争訟の当事者が主張できる（最高裁1975年11月28日大法廷判決（刑集16巻11号1593頁・第三者所有物没収事件））。

本件で侵害されている第三者の権利は、生徒の思想良心の自由であり、精神的自由権の一つで重要な権利である。

そして、児童・生徒はいまだ成長過程にあつて判断能力が未熟なことから、権利侵害を受けた時点で自ら権利保護の主張を行うことは困難であり、一度思想良心の侵害を受けてしまうと、成人後になっても権利主張を行うことは事実上困難である。

さらに、教職員は、生徒に対して、人格と能力を最大限に発達させるために必要な学習を継続的に提供する義務を有する立場にある。一方で、生徒は教職員に対し学習を求める権利を有する立場にある。両者は、直接の人的ふれあいを通じて教育効果を高めていく関係にあることから、一時的な関係ではなく実質的な関係にあるといえる。

したがって、公権力の介入により、生徒が教育過程において思想良心の自由を侵害された場合、教職員は、生徒の思想良心の自由侵害につき「利害関係を有する」といえるから、教職員が生徒に対する思想良心の自由侵害を主張できる。

4 子どもの学習権及び教師の教育の自由侵害

(1) 子どもの学習権、教師の教育の自由の保障

子どもは生まれながらに、その尊厳を尊重され、人格と能力を最大限に発達させるために必要な学習をする権利を有している（憲法13条、26条）。

そして、子どもの教育は、個人の内面的価値に対する文化的な営みの中で行われるものであるから、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような政府による介入、特に一方的な観念を教え込むことは、子どもの学習権を侵害するものとして憲法上許されない。

また、子どもの教育とは、子どもと教員との直接の人的ふれあいを通じて行われるものであるから、子供の学習する権利を保障するために、教員には、最善の教育活動を展開し、またより良い教育を探求するため、教育の専門性に基づく一定の教育の自由が保障されている（憲法23条、26条、1976年5月21日最高裁判所大法廷判決（以下「旭川学力テスト最高裁判決」という。）

(2) 本件職務命令が教師の教育の自由を侵害すること

原告は、「君が代」の歌詞の意味及び戦前に「君が代」がどのように使用されたかという歴史的な事実を児童生徒に教えないまま起立斉唱させる教育方法に反対の立場である。

にもかかわらず、本件職務命令に基づき原告に対して君が代の起立斉唱を強制することによって、あたかも原告が生徒に対する模範として国歌起立斉唱を行っているかのような印象を生徒に与えさせることで、本来原告が望まない教育方法を原告に強いている。

したがって、原告の教育の自由を侵害する本件職務命令は違憲であり、違憲な職務命令違反を理由としてなされた本件処分もまた、違憲違法である。

(3) 本件職務命令が子どもの学習権を侵害すること

市教委は、戦前日本の国家主義、全体主義に利用されてきた「君が代」の歴史的役割を児童生徒に十分に教えないまま、本件職務命令により教職員に対して、卒・入学式において「君が代」斉唱時の起立斉唱を強制しつつ、児童生徒に対しても、「君が代」の起立斉唱を行うよう指導させている。

教職員の中には、過去の「君が代」の歴史的役割を重視し、一律に起立斉唱を強制することに反対する思想をもつ者がいるものの、市教委は、当該教職員に対しても、不利益処分をもって「君が代」起立斉唱を強制している。

児童生徒の模範となるべき教職員が「君が代」起立斉唱に従っている姿を、児童生徒に見せつけることで、「君が代」を国歌として●●●●敬愛させるといふ「刷り込み式愛国心教育」を行っていると言える。このような刷り込み教育は生徒の理性的思考を遮断し、自由かつ独立した個人としての人格成長を阻害するものである。

したがって、本件職務命令は、公権力による公教育への不当な介入であり、子どもの学習権を侵害するものである。

5 国旗国歌条例が違憲・違法であるため、同条例に基づいて発出された本件各職務命令も無効であること

(1) はじめに

市立学校の行事における「君が代」斉唱時に教職員が起立により斉唱するものとする定める国旗国歌条例4条は違憲かつ違法であり、同規定に基づいて発出された本件各職務命令も違憲無効である。

(2) 思想良心の自由を侵害すること

国旗国歌条例4条は、市立学校の行事における君が代斉唱時に、教職員は起立斉唱するものとする定める。

しかし、「君が代」については、その歴史的経過から、教職員の中には「君が代」を起立斉唱することは自らの歴史観・世界観に反する、「君が代」の起立斉唱を一律に強制するべきでないなどといった思想良心を持つ者がいることは当然である。

そうすると、国旗国歌条例4条は、そのような思想良心を有する教職員に対して、不可避免的に自らの思想良心に反する行動を強いるものであるから、同教職員の思想良心の自由を侵害するものとして憲法19条に反する。

(3) 国旗国歌条例が子どもの学習権及び教師の教育の自由を侵害すること

国旗国歌条例4条は、上記第5の4でも述べたとおり、「君が代」を国歌として●●●●敬愛させるという「刷り込み式愛国心教育」を行うもので、公権力による不当な介入であり、かつ、過去の「君が代」の歴史的役割を重視し、「君が代」起立斉唱を強制することに反対する思想をもつ教職員に対しても、一律に「君が代」起立斉唱を強制し、「君が代」に批判的な姿勢を取ることは許されず敬意を表明しなければならないという一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育方法を教職員に対し強いるものであるから、子どもの学習権及び教職員の教育の自由を侵害するものである。

(4) 法律に違反する条例であること

最高裁1975年9月10日大法廷判決（刑集29巻8号489頁・徳島市公安条例事件）は、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」とした上で、「例えばある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうる」と判示する。

本件についてしてみると、国旗国歌法は、国旗を「日の丸」とし国歌を「君が代」とする以外の規定は存在しない。

そして、国旗国歌法制定時、内閣総理大臣は国会において「長年の慣行により、国民の間に広く定着している国旗と国歌を成文法で明確に規定するものでありますことから、法制化に伴い、国旗に対する尊重規定や侮辱罪を創設することは考えておりません」「政府としては、今回の法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず」などと述べている。

そうすると、国旗国歌法は、何らかの行為を強制する規定がないことからすると、単に国旗が「日の丸」であること、国歌が「君が代」であることを定めることのみを目的とし、国旗国歌についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であるといえる。

しかし、国旗国歌条例は、国旗国歌について具体的な義務を課している点で、いかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする国旗国歌法の趣旨に反するものであるから、法律に矛盾抵触する条例として無効である。

(5) 結論

以上のとおり、国旗国歌条例4条は違憲かつ違法であり、同規定に基づいて発出された本件各職務命令も違憲無効である。

6 国旗国歌条例違反事例において、大阪市職員基本条例を適用することが違憲違法であること

大阪市職員基本条例28条1項は、「職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせ」た場合は減給又は戒告処分と定めているが（別表第11項）、同条例43条5項は、任命権者が同条1項の措置を講じた場合に当該職員による職務命令違反行為の累計が5回となるときは（職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあっては3回）、当該職員を分限処分として免職できると規定している。

本件の職務命令は、自身の世界観、人生観、主義、主張に基づき「君が代」起立斉唱を一律強制することについて否定的に評価する思想を持っており、卒・入

学式における国歌斉唱に際して起立斉唱を行わないとする教職員に対して、発せられたものであるが、卒・入学式が各年度にそれぞれ一回ずつ举行されることからすると、同様の職務命令が繰り返し発せられることが予想される。

そうすると、上記のような思想をもつ教職員は、短期間に処分歴が累積する可能性が高く、より重い処分である免職処分がなされる高度の蓋然性がある。

しかし、「君が代」起立斉唱しない行為は、思想良心の自由にに基づき保障されている行為で、憲法上の重要な価値を含む行為である。

思想良心の自由の外部的行為である「君が代」不起立行為にまで、大阪市職員基本条例を適用し画一的処理を行うことは、将来的により重い懲戒免職処分を行うという威嚇効果を伴って教職員に対し、自己の信念を捨てるか教職員としての身分を捨てるかの選択を迫るもので、教職員の思想良心の自由を強度に侵害するものである。

したがって、本件「君が代」不起立行為に対して、大阪市職員基本条例を適用して懲戒処分をなすことは、思想良心の自由を侵害し、憲法19条に反する。

7 国際法違反

前述のように、本件職務命令は、児童生徒に対して、卒・入学式において「君が代」の起立斉唱するよう教職員に指導させているが、生徒の中にはすでに「君が代」起立斉唱について不起立を行うという思想を有する者もいることが当然に予想されるところ、当該生徒に対しても教職員が「君が代」起立斉唱を指導することは、生徒が教職員の指導に従う立場にあることからすると、生徒の思想良心の自由を侵害することになる。

また、卒業式という節目となる式典において、成長過程にあつて判断能力が未熟な児童・生徒の眼前で、生徒の模範となる教職員に対して、「君が代」起立斉唱行為を強制することは、生徒にとってみれば、生涯にわたり「君が代」を国歌として●●●●敬愛すべきという思想の刷り込みがなされているといえ、児童生徒の思想良心の自由を侵害するものである。

そして、このことは、前述の憲法など国内法のみならず、国際法の観点からもその違法性が検討されなければならない。

(1) 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

日本も批准する「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

子どもの権利条約で、本件に関連すると考えられる条文は以下の通りである。

ア 第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

この条文は、子どもにおいて、とりわけ歌を歌うという行為との関係で、卒業式や入学式における式のあり方、「君が代」起立斉唱のあり方に意見があれば、自己の意見を表明する権利を有する、ということを規定している。

イ 第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2. 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

a. 他者の権利又は信用の尊重

b. 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

この条文は、子どもが表現の自由を有することを規定するとともに、「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」として、情報の要求・受領権を定めていることが重要であり、本件の関連でいえば、子どもたちは「君が代」起立斉唱についての「あらゆる種類の情報及び考え」を要求・受領する権利を有している、ということである（1項）。

ウ 第14条

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2. 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

この条文は、子どもにおいて、「君が代」起立斉唱について不起立を行うという思想を有する者がいた場合に、それを尊重するとともに（1項）、その思想が自己の宗教あるいは信念に基づくものである場合には、その宗教または信念を表明する権利については原則としては制約できないことを規定している（3項）。

エ 第28条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を

漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - d. すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
 3. 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

この条文は、学校における「規律」が、子どもの人間としての尊厳に適合する方法で確保されなければならないことを規定していて、本件との関わりでいえば、大阪市条例、教育長通知による児童生徒に対する国歌斉唱の指導と、それによる卒業式・入学式における「規律」の確保が、これまでに述べた憲法を始め国内法や、国際法としての子どもの権利条約に合致した形で行われることを求めていることになる。

オ 第29条

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限

度まで発達させること。

b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

e. 自然環境の尊重を育成すること。

2. この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

このことは、本件との関係でいえば、教育が、子どもの人権、基本的自由、国連憲章のうたう原則（すなわち、国際平和、人民の同権・民族自決、あらゆる国際問題の解決・差別の撤廃。国連憲章第1条参照）の尊重を育成すべきものであることとともに、日本国以外にルーツをもつ子どもとの関係で、多様な価値観を互いに尊重することを求めていることになる。

本件では、大阪市条例、教育長通知で児童生徒に対して、卒・入学式において「君が代」の起立斉唱するよう教職員に指導させている。しかし、児童生徒の中に、歌を歌うという行為との関係で、卒業式や入学式における式のあり方、「君が代」起立斉唱のあり方に意見を有し、あるいは君が代斉唱を肯んじ得ない思想を有する者がいた場合に、本来、子どもの思想を尊重し、その思想の基づく宗教または信念を表明する権利については制約できないにもかかわらず、あくまでも一律に国歌斉唱の指導を行うというものであり、

子どもの権利条約12条、14条に違反している。

また、本件では、条例、教育長通知は、国歌斉唱についての具体的な指導については何ら指示せず（なお、原告による君が代についての説明資料の使用は、後に認められなくなった）、機械的に国歌斉唱を行うよう児童生徒に指導する内容になっているところ、このことは、児童生徒が「君が代」起立斉唱についての「あらゆる種類の情報及び考え」を要求・受領する権利を侵害しており、子どもの権利条約13条に違反している。

さらに、本件では、大阪市条例、教育長通知による児童生徒に対する国歌斉唱の指導が（最高裁の言うところの「慣例的・儀礼的所作」という範疇を越えて）愛国心教育のためのものとして位置づけられており、それによる卒業式・入学式における「規律」の確保が、これまでに述べた憲法を始め国内法や、国際法としての子どもの権利条約に合致した形では行われていないのであり、子どもの権利条約28条に違反しているとともに、教育の方向性としての国際平和や差別の撤廃という観点を欠落させているものであり、子どもの権利条約29条に違反している。

このように、本件職務命令及び指導は生徒の子どもの権利条約で定められた諸権利を侵害するものである。そして、前述の通り、事件・争訟の結果につき「利害関係を有する」場合、第三者の権利であっても争訟の当事者が主張できる。本件で侵害されている第三者の権利は、生徒の国際法上の思想良心の自由や表現の自由などであり、精神的自由権として重要な権利である。したがって、公権力の介入により、生徒が教育過程において国際法上の思想良心の自由や表現の自由を侵害された場合、教職員は、生徒の前記権利侵害につき「利害関係を有する」といえるから、教職員が生徒に対する権利侵害を主張できる。

(2) ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(甲11)

また、本件職務命令に関しては、1966年の9月21日～10月5日に

行われたユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」にも反する。

ア 同勧告は、次のように定める。

パラグラフ 80

教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を行使する自由をもち、かつ、公職につく権利をもたなければならない。

パラグラフ 50

すべての教員は、一切の懲戒手続の各段階で公平な保護を受けなければならない。とくに、(a) 懲戒の提起およびその理由を文書により通知される権利 (b) 事案の根拠を十分に入手する権利 (c) 教員が弁護準備に十分な時間を与えられ、自らを弁護し、または自己の選択する代理人によって弁護を受ける権利 (d) 決定およびその理由を書面により通知される権利 (e) 明確に指定された権限ある当局または機関に不服を申し立てる権利

イ 本件については、以下の点において、「教員の地位に関する勧告」に違反している。

(ア) パラグラフ 80 違反

同パラグラフは、「教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を行使する自由をもち」つことを規定しているところ、本件では、原告が市民的権利としての思想・良心の自由に即した行動をしたことを以て原告を懲戒処分をしているのであり、同パラグラフに違反している。

(イ) パラグラフ 50 違反

本件では、まず、懲戒の提起およびその理由を文書により通知される権利との関係で、「懲戒の提起」について、「事情聴取」の中で、口頭で行われたに過ぎない。

つぎに、事案の証拠を十分に入手する権利との関係で、校長作成の事故報告書、市教委事務局がまとめた事実の概要、処分事由説明書（案）や処分量定（案）等については、原告はその存在すら知らされていなかった。

つぎに、教員が弁護準備に十分な時間を与えられ、自らを弁護し、または自己の選択する代理人によって弁護をうける権利との関係では、被告は「事情聴取」で弁護士等の立ち合いを認めなかった。また、人事監察委員会教職員分限懲戒部会で直接弁明の機会をつくってほしいと市教委事務局に訴えていたが、受け入れられず、人事監察委員会教職員分限懲戒部会は秘密裡に開催された。

つぎに、決定及びその理由を書面によって通知される権利との関係では、原告が提出した上申書、上申書（２）で訴えた内容がどう判断されたか、処分事由説明書からはまったくわからない。人事監察委員会教職員分限懲戒部会の議事録はなく、教育委員会会議において、市教委事務局から、上申書、上申書（２）について、処分にあたり斟酌する内容はないと判断したとの発言があったのみである。大阪市人事委員会の審理では、処分担当課長は、人事監察委員会教職員分限懲戒部会で、上申書、上申書（２）で訴えた「調教教育」については論議しなかったことを認めている。

以上の通り、本件の懲戒処分手続きは、パラグラフ 50 に違反している。

ウ なお、ILO/ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（CEART）第13回会期最終報告（2019年3月ILO理事会承認、4月ユネスコ執行委員会承認）では、原告の所属する教職員なかまユニオンの申し立てに対して報告が出されていて、国歌斉唱時の不起立にかかる懲戒事案について、次のような勧告をしている（甲12）。

137. 合同委員会は、ILOの運営組織とユネスコの理事会が日本政府に以下のことを奨励するよう勧告すること。

(a) 勧告の原則が適用され促進されることを確実にするために地方自治体と適切なガイダンスを共有すること。

(b) 教員団体との協議と交渉に関する持続する課題について合同委員会による以前の勧告をさらに検討すること。

(c) 合同委員会の勧告は社会的対話について有益な基礎となり得るので、可能であれば、報告の日本語訳の共有も含め、合同委員会の勧告に関する情報共有を教員及び教員組織と行う重要性を検討すること。

(d) 教科書の選択に関する方針と実務を見直して、教員が決定過程に主要な役割を担うようにし、そのような過程が教員団体と合意され、公平性と透明性を確保するようにすること。

(e) 愛国的な式典に関する教員の義務について合意し、国旗掲揚と国歌の斉唱に参加したくない教員への配慮ができるように、愛国的式典に関する規則について教員団体と対話する会を設定すること。 ;

(f) 不服従という非暴力で混乱を招かない行為に対する懲罰を回避する目的で、懲戒処分のメカニズムについて教員の組織と対話すること。

(g) 同僚の教員を懲戒審査機関に参加させることを検討すること。

(h) 現職教員研修に関する方針と実践を見直し、変更し、その目的が教員の専門的能力の向上にとどまり、懲戒や懲罰の手段として使用されていないことを保証すること。

(i) 上記の勧告に対し合同委員会に情報を提供する努力を継続すること。

8 信用失墜行為に当たらないこと

(1) 被告は、原告が卒業式の国歌斉唱に際して起立により斉唱しなかった行為が、大阪市職員としての職の信用を著しく傷つけ、学校教育に寄せる生徒・

保護者及び市民の信頼を大きく裏切るものであると主張する。

- (2) しかし、本件において原告が「君が代」に対して起立斉唱を行わなかったことによって行事進行の混乱は生じていない。原告の席は、3列の職員席の2列目、左から2番目の席で、教頭の後ろの席であった。開式後、司会の「起立」「一同礼」「国歌斉唱」のことばの後に着席し、「君が代」斉唱はしなかった。「君が代」斉唱終了後起立し、校歌はいっしょに歌った。その後、卒業証書授与時の担任クラス生徒の呼名をした。卒業式は変わったことは何もなく無事終了し、その後の学級での卒業証書手渡し・最後の学級活動もいい雰囲気であった。

原告の不起立を見た生徒や保護者がいるのかどうか分からないが、少なくとも卒業式当日（12日）中に、保護者・生徒からこの件で問い合わせ・抗議があった事実はない。

原告は起立斉唱をしないという消極的な行動をとったにすぎず、式は円滑に遂行されていた。本件職務命令を発した時点でも、「君が代」起立斉唱しない行為によって、式の進行が中断されるという事案は無く、式の混乱が生じる恐れは全くなかったし、そのことによって信用失墜行為と言われることはなかった。

- (3) また、仮に、原告の不起立を見た生徒や保護者がいたとしても、そのことと、不起立行為が信用失墜につながるということのつながりはない。原告としては、上記したような事実経過の中で、大阪市の教育長通知に基づく卒業式・入学式における国歌斉唱の扱われ方は、大日本帝国憲法下で「天皇陛下の御代万歳」の意味として位置づけられていた「君が代」についての歴史を隠すものになっていて、その中で教員らが「君が代」起立斉唱を強制される「場面」を作り、子どもたちにそれを見せることによって子どもたちに「君が代」を刷り込む形になっている。原告の不起立は、そのような大阪市における国歌斉唱の扱われ方に対し、「君が代」に対して反対する者もいるという

現実を子どもたちにも知らしめる意味があるのであり、子どもの学習権や子どもの権利条約上の諸権利を保障するとともに、教師としての教育の自由の権利行使として不起立を行ったのであり、信用失墜にはならない。

被告は、人事委員会の審理で、PTA、OB会の役員、会員から、原告の不起立に対する非難の声があったとしているが、校長の教職員事故報告書にある通り、これらの人たちの声の前提となる、原告の不起立に対する情報は、校長から伝えられたものである。

また、被告は、人事委員会の審理で「平成27年夏ころ、同校のある卒業生らは、校長に会った際に請求者（引用注：原告）について言及し、『卒業したクラスでは噂でもちきりです。せっかくいい友達のいるクラスだったのに（残念です）』等と述べた」と主張するが、その事実そのものの真偽は定かではない。ただ、『噂でもちきり』かどうかは別として、卒業生の間に流れた情報というのは、2015年5月13日に原告が戒告処分を受けた際、記者会見を行い、それがユーチューブの映像としてアップされたことによって知った情報である。逆にいうと、3月の卒業式から5月まで、仮に原告の不起立を見た生徒や保護者がいたとしてもまったく問題になっていなかったということである。

このことから、信用失墜行為に当たるとする被告の認定は当を得ず、本件懲戒処分は認定に誤りがあり違法である。

第5 結論

以上の通り、被告の処分庁大阪府教育委員会が原告に対して2015年5月13日付で行った懲戒戒告処分は違法であり、取り消されなければならない。

以上

証 拠 方 法

本日付け証拠説明書の通り。

附 属 書 類

訴状副本	1 通
甲号証の写し	2 通
証拠説明書	2 通
委任状	1 通

(別紙)

代理人目録

- 弁護士 冠木 克彦 〒530-0047
大阪市北区西天満 1-9-13 パークビル中之島 501 号
冠木克彦法律事務所 (送達場所)
電話 06-6315-1517 FAX 06-6315-7266
- 弁護士 池田 直樹 〒543-0021
大阪市天王寺区東高津町 11-9 上本町ビル 6 階
上本町綜合法律事務所
電話 06-6765-0700 FAX 06-6765-0701
- 弁護士 太田 健義 〒541-0041
大阪市中央区北浜 2-1-3 北浜清友会館ビル 4 階
澤・太田法律事務所
電話 06-6202-3116 FAX 06-6202-3126
- 弁護士 岡崎 真由子 〒690-0883
島根県松江市北田町 20-1
岡崎法律事務所
電話 0852-26-5141 FAX 0852-26-5140
- 弁護士 喜多 鉄春 〒530-0047
大阪市北区西天満 2-11-8 アメリカンビル 7 階
ななほし法律事務所
電話 06-6365-7704 FAX 06-6365-7708

弁護士 小坂 梨緑菜 〒541-0046

大阪市中央区平野町 1-5-9 井上ビル7階

梨の花法律事務所

電話 06-4708-8849 FAX 06-4708-8859

弁護士 小谷 成美 〒530-0047

大阪市北区西天満 4-6-18 アクセスビル7階

ソフィオ法律事務所

電話 06-6315-8284 FAX 06-6315-8285

弁護士 櫻井 聡 〒530-0047

大阪市北区西天満 4-4-13 三共ビル梅新8階

共立法律事務所

電話 06-6365-9445 FAX 06-6365-9479

弁護士 重村 達郎 〒530-0047

大阪市北区西天満 4-1-20 リープラザビル5階

ひまわり総合法律事務所

電話 06-6311-7688 FAX 06-6311-7689

弁護士 渋谷 有可 〒530-0001

大阪市北区梅田 1-2-2-1000 大阪駅前第2ビル10階20号

梅田法律会計事務所

電話 06-6345-1620 FAX 06-7632-3320

弁護士 副島 久満子 〒598-0012
泉佐野市高松東 1-10-37
泉佐野センタービルサウスコア 21-405
泉佐野法律事務所
電話 072-469-5960 FAX 072-469-5962

弁護士 空野 佳弘 〒530-0047
大阪市北区西天満 6-7-4 大阪弁護士ビル 3階
空野佳弘法律事務所
電話 06-6361-5488 FAX 06-6361-5486

弁護士 武村 二三夫 〒530-0047
大阪市北区西天満 2-8-5 西天満大治ビル 2階
武村法律事務所
電話 06-6365-1565 FAX 06-6365-1562

弁護士 谷 次郎 〒530-0047
大阪市北区西天満 1-9-13 パークビル中之島 501号
冠木克彦法律事務所
電話 06-6315-1517 FAX 06-6315-7266

弁護士 中井 雅人 〒530-0047
大阪市北区西天満 4-5-5 マーキス梅田 601
暁法律事務所
電話 06-6131-3070 FAX 06-6131-3071

弁護士 中島 光孝 〒530-0047
大阪市北区西天満 4-6-3 ヴェール中之島北 303 号
中島光孝法律事務所
電話 06-6948-6105 FAX 06-6948-6103

弁護士 永嶋 靖久 〒573-0027
枚方市大垣内町 2-16-12 サクセスビル 4 階
枚方法律事務所
電話 072-843-3200 FAX 072-843-3202

弁護士 原 啓一郎 〒556-0016
大阪市浪速区元町 1-5-7 ナンバプラザビル 8 階 802
ナンバ合同法律事務所
電話 06-6633-5777 FAX 06-6633-1417

弁護士 南 和行 〒530-0041
大阪市北区天神橋 2-5-28 千代田第二ビル 2 階
なんもり法律事務所
電話 06-6882-2501 FAX 06-6882-2511

弁護士 宮沢 孝児 〒530-0047
大阪市北区西天満 4-1-20 リープラザビル 5 階
ひまわり総合法律事務所
電話 06-6311-7688 FAX 06-6311-7689

弁護士 三輪 晃義 〒530-0047
大阪市北区西天満 4-6-18 アクセビル7階
ソフィオ法律事務所
電話 06-6315-8284 FAX 06-6315-8285

弁護士 村角 明彦 〒530-0047
大阪市北区西天満 6-4-8 ル・グランデ東梅田 601
HANA国際法律事務所
電話 06-4397-4455 FAX 06-4397-4456

弁護士 吉田 昌史 〒530-0041
大阪市北区天神橋 2-5-28 千代田第二ビル2階
なんもり法律事務所
電話 06-6882-2501 FAX 06-6882-2511